

第 29 回総会 令和元年 10 月 30 日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、10 月の業務報告をいたします。

—————報告、業務報告—————

今月は農地法施行規則第 29 条の規定に係る届出（小規模転用）が 1 件ありますので報告いたします。土地の所在は、大字三納字〇〇番、地目・台帳・現況とも田、面積：983 m<sup>2</sup>のうち 36 m<sup>2</sup>、届出人は大字三納〇〇番地の〇〇、転用目的は農機機械倉庫 1 棟 34 m<sup>2</sup>を建設するためです。地元委員の〇〇委員には確認していただいております。

次に農地改良届出について 1 件提出がありましたので報告いたします。

番号 1 です。土地の所在：大字三納字〇〇番、地目：台帳・現況とも田、面積：581 m<sup>2</sup>、届出人は大字三納〇〇番地の〇〇、改良する理由は周囲の土地より低く水はけが悪いので盛土して良好な農地として利用するためです。現地確認をされています、地元委員の〇〇委員に報告をお願いします。

21 番 この土地は 3 条で〇〇さんが購入した土地で、〇〇公民館から南に約 300m 行った場所です。道路より 2m 程低く水はけが悪いので盛土して良好な農地として利用するためです。

局 長 その他、相続届 4 件、賃貸借合意解約 12 件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 総会の進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和元年度第 29 回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。本日の出席状況を報告します。本日は、18 番〇〇委員が欠席であります。本日の議案件数であります、8 件を提案しております。

議 長 それでは、議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。5 番〇〇委員、19 番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 議案第 175 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。  
事務局の説明を求めます。

局長 議案第 175 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：  
その他 2 件、畑 951 m<sup>2</sup>、計 951 m<sup>2</sup>です。合計 2 件、畑 951 m<sup>2</sup>、計 951 m<sup>2</sup>です。

先ず 1 項を説明します。申請者：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1、  
登記・現況とも畑、面積 499 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、施設内容：太陽光発電施設  
パネル 216 枚です。

次に 2 項を説明します。申請者：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登  
記・現況とも畑、面積 452 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、施設内容：太陽光発電施設  
パネル 171 枚です。

議長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

28 番 今回は 12 番〇〇委員と私（28 番〇〇委員）が会長の命を受けまして、去る 10 月 21  
日午前 8 時 15 分より兒玉主幹と共に申請書の審査等を実施した後、事務局より兒玉  
主幹と橋口局長同行のもと、農地法第 4 条 2 件、農地法 5 条の許可後の事業計画変更  
1 件、農地法第 5 条 6 件を調査いたしました。なお、あっせん転用につきましては、  
〇〇委員にも立会いをお願いしました。順次報告しますので皆様のご審議をよろしく  
お願いします。

12 番 申請地は三財地区の〇〇集落で県道高鍋・高岡線の〇〇交差点を左折し、県道福王  
寺・佐土原線の〇〇から北東に 150m 進んだ集落内にある農地です。転用の理由であり  
ますが、申請人の〇〇さんは太陽光発電施設を設置することで、安全で安心な電力を  
創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということで  
申請に至ったということでもあります。現地の状況は、東側は農地、西側は農地、南側  
は農地、北側は農地であります。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理ですが、  
敷地内を約 20cm のコンクリートの畝で囲い集落内の民家に流出しないように逆勾配

にして南北に浸透柵を設置し流出防止に努めるということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということでもあります。転用する土地の関係者等にも同意は得られております。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処することです。本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

21 番 現地は昨年も近隣住民の方から太陽光の乱反射のことで苦情があったと記憶しておりますが、大丈夫でしょうか。

12 番 業者によりますと太陽光の乱反射については、南向きに設置したパネルの照り返しは上に向いていき民家に向かって反射することはないということでもありますので問題ないと思います。

事務局 昨年の 8 月に近くで太陽発電施設の申請がされた際、太陽光の反射については 21 番委員が心配されたとおりであります。今回の申請地は、昨年の申請地より約 300m 西側で南側は申請者の居宅であります。隣接者にも説明した上で同意を得られていることを確認しております。今回は昨年のことを踏まえ、排水について十分な対策が必要と考え施工業者に指導したところ、先ほどありましたように敷地内を約 20cm のコンクリートの畝で囲い逆勾配にして南北に浸透柵を設置し集落内の民家に流出しないように流出防止に努めるということでありました。

議 長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2項について特別調査員の報告をお願いします。

28 番 申請地は三財地区の〇〇集落で県道高鍋・高岡線の〇〇交差点を左折し、県道福王寺・佐土原線の〇〇から北東に150m進んだ集落内にある農地です。転用の理由ではありますが、申請人の〇〇さんは太陽光発電施設を設置することで、安全で安心な電力を創出し、エネルギー自給率の向上による低炭素社会の実現に寄与したいということで申請に至ったということでもあります。現地の状況は、東側は4条1項の申請で現在は農地、西側は農地、南側は申請者の住宅で宅地、北側は農地であります。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理ですが、敷地内を約20cmのコンクリートの畝で囲い集落内の民家に流出しないように逆勾配にして南北に浸透柵を設置し流出防止に努めるということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということでもあります。転用する土地の関係者等にも同意は得られております。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処するとのこと。本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 議案第 176 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について提案します。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 176 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更承認について、農地転用別件数及び面積：転用目的、一般個人住宅用地 1 件、畑、520 m<sup>2</sup>、計も同じです。合計 1 件、畑、520 m<sup>2</sup>、計も同じです。許可日は昭和 61 年 10 月 31 日、シレイ番号は 6005-5-14-166 号、当時の土地の地番は童子丸字〇〇番 7、面積は 343 m<sup>2</sup>、同じく〇〇番 3、面積は 155 m<sup>2</sup>で現面積との差は国土調査によるものです。

1 項を説明します。土地の所在：大字童子丸字〇〇番 7、台帳・現況とも畑、面積 520 m<sup>2</sup>、承継人：有吉町 3 丁目の〇〇、被承継人：鹿児島市星ヶ峯の〇〇他 1 名、用途：一般個人住宅用地、変更理由は、本申請被承継人は昭和 61 年 10 月に許可を受け住宅建築のために土地を購入したが、家族の事情から建設を断念せざるを得ないこととなった。この度、承継人からマイホーム建築の申し出を受け、計画変更承認申請に至ったものであります。

議 長 1 項について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 申請地は妻地区の〇〇集落で、国道 219 号線沿いの〇〇交差点を西に約 200m 進んだ場所です。本申請の譲渡人で被承継人の〇〇さんと〇〇さんは昭和 61 年 10 月にシレイ番号 6005-5-14-166 号で許可を受け住宅建築のために土地を購入したが、家族の事情から建設を断念せざるを得ないこととなった。この度、今回新たに譲受人である承継人の〇〇さんよりマイホーム建築の申し出を受け、計画変更承認申請に至ったものであります。調査員一同事業計画の変更はやむなしと認めました。皆様のご

審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5番 今回の譲渡人は〇〇さんと〇〇さんとなっていますが、5条許可書で所有権移転による名義変更は出来るのですか。

事務局 5条申請の許可書添付で名義変更はできますが、登記地目は変わりません。事業が完了して地目変更ができますが、今回は事業が完了してないから登記地目は畑の状態でありますので、改めての申請に至ったものです。

5番 許可書が出されてから着工するまでの期限は決められていますか。

事務局 着工までの期限は決められていませんが、許可を受けた以上は速やかに着工し、申請書に記載されている期限内に完成することが原則で進捗状況報告は求められています。しかし、何らかの事情により事業が完了できない場合もありますので今回のような申請になったものです。

議長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします

議長 議案第177号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。

事務局の説明を求めます。

局長 議案第177号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、件数及び面積：

一般住宅用地 2 件、畑 971 m<sup>2</sup>、計も同じです。その他 4 件、田 3,420 m<sup>2</sup>、畑 4,372 m<sup>2</sup>、計 7,792 m<sup>2</sup>です。合計 6 件、田 3,420 m<sup>2</sup>、畑 5,343 m<sup>2</sup>、計 8,763 m<sup>2</sup>です。

先ず 1 項を説明します。譲受人：有吉町の〇〇、譲渡人：鹿児島市星ヶ峯の〇〇他 1 名、申請地：大字童子丸字〇〇番 7、台帳・現況とも畑、面積 520 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：居宅 1 棟 144.4 m<sup>2</sup>、庭・倉庫用地で始末書が添付されています。

次に 2 項を説明します。譲受人：宮崎市船塚の〇〇、譲渡人：右松の〇〇他 1 名、申請地：大字右松字〇〇番 1 他 4 筆、登記・現況とも田、面積 3,420 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：循環器クリニック用地 311.52 m<sup>2</sup>、一部 2 階建 1 棟、駐車場他です。

次に 3 項を説明します。譲受人：宮崎市芳士の〇〇他 1 名、譲渡人：平郡の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番 1、台帳・現況とも畑、面積 451 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：一般住宅用地、権利の内容：使用貸借権の設定、主な施設の内容：居宅 1 棟 118.21 m<sup>2</sup>、庭・駐車場用地です。

次に 4 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番、登記・現況とも畑、面積 1,107 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 324 枚です。

次に 5 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 641 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 224 枚です。

次に 6 項を説明します。譲受人：兵庫県神戸市の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番 1、登記・現況とも畑、面積 2,624 m<sup>2</sup>、申請内容・目的：その他、権利の内容：所有権移転、主な施設の内容：太陽光発電施設パネル 324 枚です。

議 長 1項について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 1項を説明します。申請地は先ほど議案第 176 号農地法第 5 条の規定による許可後の事業計画変更で承認していただいた案件で妻地区の〇〇集落で、国道 219 号線沿いの〇〇交差点を西に約 200m 進んだ場所です。譲渡人の〇〇さんと〇〇さんは昭和 61 年 10 月にシレイ番号 6005-5-14-166 号で許可を受け住宅建築のために土地を購入したが、家族の事情から建設を断念せざるを得ないこととなった。この度、今回新たに譲受人の〇〇さんよりマイホーム建築の申し出を受け申請に至ったものです。なお、この案件は過去に転用申請がされていますので始末書が添付されています。現地の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南側は市道、北側は道路を挟み宅地です。生活排水は公共下水道に接続し雨水は市道側溝に放流するということです。また、土砂流出防止については特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「都市計画区域内の用途地域」にあたり第 3 種農地と判断されます。調査員一同許可はやむなしと認めました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 2 項について特別調査員の報告をお願いします。

28 番 2 項を説明します。申請地は妻地区で国道 219 号線沿いの〇〇隣にあるセブンイレ



ブンの国道を隔てて東側にある〇〇集落内の農地です。転用の理由であります。譲受人の〇〇さんが、この度、循環器内科クリニックを建設するため譲渡人の〇〇さんと息子の〇〇さんから売買により所有権を移転するため申請したものであります。譲受人は現在宮崎市内の病院で専門医として勤務しておりますが、初期対応やかかりつけ医の重要性を鑑み、2009年から2014年まで西都市内の病院での勤務経験から西都市内に循環器内科が非常に少ない現状を踏まえ、今後の関係機関との連携や交通の利便性、土地の面積からして申請地が適地として判断し申請したものであります。現地の状況は、東側は水路を挟んで農地、西側は国道、南側は水路を挟んで農地、北側は譲渡人の宅地と農地です。雨水対策としては、東、南、北、三方を擁壁で囲い敷地内には浸透側溝を設置してオーバー分を既設に放流するというものであります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところはありません。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「農地のつながりが10ha以上の第1種農地」となりますが、集落に接続していることから調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 排水設備について黒板で説明いたします。今回は雨水については極力敷地内での処理を行うため、南北に栗石を入れた幅30cm、長さ40m、高さ140cmの浸透性の側溝を設置して浸透させた後、オーバー分を杉安堰土地改良区が既設した側溝に放流するというものであります。雨量も強度も問題ないという設計書が提出されています。また、改良区とも十分協議がされ同意書が添付されています。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15番 雨水対策については、図面上のことで先の東北地方で降ったような想定外の雨量についてはこのような抑制側溝での排水処理では無理と思いますが如何ですか。

事務局 この排水施設で絶対とは言い切れませんが、土地改良区も同意しておりますので、

現状では最大限の対応を求めていくということで対応しております。

議 長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 3項について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 3項を説明します。申請地は三納地区の〇〇集落で、県道札の元・佐土原線から〇〇集落に入り、〇〇公民館から西に約400m進んだ集落内の農地であります。譲受人の〇〇さん、〇〇さんは、現在宮崎市内のアパートに居住しておりますが、子供の成長により手狭になったことから、譲渡人である父の〇〇さんから使用貸借によりマイホーム建築の申請に至ったものであります。現地の状況は、東側は宅地、西側は宅地、南側は市道、北側は農地です。雨水は自然浸透です。生活排水は合併浄化槽で処理し市道側溝排出するということです。また、土砂流出防止についてはコンクリートブロックを設置するということです。周辺関係者の同意は得られています。なお本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました3項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

6 番 夫婦連名による申請には何かメリットがあるのでしょうか。

事務局 今回の申請は、親子間での使用貸借でありますので、特にメリットはありません。

議 長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 4項について特別調査員の報告をお願いします。

28 番 4項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で県道高鍋・高岡線の〇〇交差点を左折し、県道福王寺・佐土原線の〇〇から北東に150m進んだ集落内にある農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。現地の状況は、東、西、南、北全て農地です。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理ですが、敷地内を約20cmのコンクリートの畝で囲い集落内の民家に流出しないように逆勾配にして南北に浸透柵を設置し流出防止に努めるということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということでもあります。転用する土地の関係者等にも同意は得られております。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処するとのこと。本申請地は、「農地のつながりが10ha未満の第2種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました4項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

1 番 6項とも関連がありますのでここで質問いたします。6項は4項とは面積が2倍ほど違うのにパネルの枚数が同じなのには何か理由がありますか。

28 番 6項で説明するところではありますが、4項は通常の設定ではありますが、6項は関係者の要望により南側を12m、道路から10m空けて設置することでその分面積が限られるためパネルの枚数が同数になっています。

事務局 補足いたします。先ほど28番委員からありましたように、南側に居住しておられる方から12m、西側の所有者から道路が狭いので10m程空けていただきたいと要望を受けましたので、申請面積に対する設置面積が少なくなったためパネルの枚数が同数となりました。

議 長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 5項について特別調査員の報告をお願いします。

12 番 5項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で県道高鍋・高岡線の〇〇交差点を左折し、県道福王寺・佐土原線の〇〇から北東に150m進んだ集落内にある農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。現地の状況は、東側は農地、西側は道路を挟み

農地、南側は宅地、北側は農地です。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理ですが、敷地内を約 20cm のコンクリートの畝で囲い集落内の民家に流出しないように逆勾配にして南北に浸透柵を設置し流出防止に努めるということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということでもあります。転用する土地の関係者等にも同意は得られております。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処するとのことです。本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 5 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 6 項について特別調査員の報告をお願いします。

28 番 6 項を説明します。申請地は三財地区の〇〇集落で県道高鍋・高岡線の〇〇交差点を左折し、県道福王寺・佐土原線の〇〇から北東に 150m 進んだ集落内にある農地です。転用の理由ではありますが、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さんから売買により所有権の移転を受けて太陽光発電施設を建設するために申請されたものです。申請地は九州経済産業局の認定に基づき設置するもので太陽光発電施設を設置して有効活用を図りたいということでもあります。現地の状況は、東側は農地、西側は道路を挟み農地、南側は宅地、北側は農地です。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理で

すが、敷地内を約 20cm のコンクリートの畝で囲い集落内の民家に流出しないように逆勾配にして南北に浸透柵を設置し流出防止に努めるということでもあります。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。安全対策として周囲に金網フェンスを設置するということでもあります。転用する土地の関係者等にも同意は得られております。なお、設置する面積は先ほど 4 項で説明しましたように、関係者の要望により南側を 12m、西側を道路から 10m 空けて設置することです。万一被害が生じた場合にも責任をもって対処することです。本申請地は、「農地のつながりが 10ha 未満の第 2 種農地」と判断し調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました 6 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

15 番 空けてパネル設置がされますので、空いている箇所は草が生い茂ると思いますが、どのような管理がされるのかお伺いします。

事務局 草刈り等適切な管理がされるように事務局から指導してまいります。

10 番 ○○さんに限らずこれまで許可されて着工されずに草が生い茂っているところが見受けられます。着工までの管理についても指導をお願いします。

事務局 対応いたします。

20 番 コマーシャルにもあるように全て坪○○円ですか。有効面積によって価格が違うと思いますが、4 項から 6 項までの売買金額をお伺いします。

事務局 4 項は 1,107 m<sup>2</sup>で○○円、5 項は 641 m<sup>2</sup>で○○円、6 項は 2,624 m<sup>2</sup>で○○円です。

10 番 過去に業者に売買した地権者によりますと日照条件等の良いところが坪○○円で、条件が悪くなれば価格は下がっていくということのようです。

5 番 工期についてお伺いします。

事務局 4項、5項、6項とも12月15日から2月末日までとなっています。

議長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 暫時休憩といたします。

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長 議案第178号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。

事務局の説明をお願いします。

局長 議案第178号農地法第3条の規定による許可申請の許可について、件数及び面積：

売買1件、畑1,343㎡、計も同じです。贈与2件、田3,005㎡、畑5,289㎡、計8,294㎡、賃貸借1件、畑17,711㎡、計も同じです。合計4件、田3,005㎡、畑24,343㎡、計27,348㎡です。

尚、本議案に申請される土地の現況は、譲受人の権利取得後の農業経営の意思並びに耕地面積50aの要件、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ないという確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。また、10a当たりの単価、特別な事項等については、担当者が報告いたします。次に項目毎に説明いたします。

局長 1項について説明いたします。譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：宮崎市柳丸町の〇

〇、申請地：大字上三財字〇〇番1他3筆、登記・現況とも田、畑、面積7,094㎡、

権利の内容：所有権移転の部分贈与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

17 番 申請地は〇〇の北側にある田と〇〇にある畑です。今回の申請は、宮崎市柳丸町の亡き息子の嫁である〇〇さんから上三財の義理の父である〇〇さんへの譲渡人が市外在住で耕作できないこと並びに譲受人の規模拡大による部分贈与であります。〇〇さんは専業農家であり水稻、飼料稲、たばこ、甘藷、大根を含め全体で 100,000 m<sup>2</sup>を作付けされています。妻とともに規模拡大をしていきたいということであります。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター8台、コンバイン2台、田植機1台、軽トラ等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願ひます。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に2項の説明をお願いします。

局長 2項について説明いたします。譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：下三財の〇〇、申請地：大字下三財字〇〇番1、登記・現況とも田、面積1,200 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有



権移転の一括贈与です。

議長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

2 番 申請地は〇〇の南に広がるハウス団地の一画にある農地です。今回の申請は、高齢により農地の維持管理ができなくなった譲渡人の〇〇さんから譲受人の息子である〇〇さんへの規模拡大による一括贈与であります。〇〇さんは専業農家であり水稲、ゴーヤ、稲育苗など 40,000 m<sup>2</sup>を作付けされています。今後も規模拡大をしていきたいということであります。農業従事には意欲的で問題ありません。現地は農地として活用されていることを確認しました。農機具はトラクター2台、コンバイン1台、田植機1台、軽トラ3台、トラック1台等農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物への影響もなく、50a以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくをお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました2項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に3項の説明をお願いします。

局長 3項について説明いたします。譲受人：三納の〇〇、譲渡人：宮崎市新名爪の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他1筆、登記・現況とも畑、面積1,343 m<sup>2</sup>、権利の内容：所有権移転の売買です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

1 番 3 項について報告します。今回の申請地は、三納地区の〇〇集落内にある農地です。

今回の申請理由は、市外に在住で農地の管理ができない譲渡人で宮崎市新名爪の〇〇さんから、譲受人で兼業農家の〇〇さんへの農業経営の規模拡大のための売買になります。〇〇さんは野菜、ミカン、栗など 18,111 m<sup>2</sup>を作付けされています。自宅前の畑と上原の畑には果樹と野菜を作付けされるとのことです。農機具につきましては、耕耘機 1 台、動噴 1 台、軽トラ 1 台、運搬機 1 台等農業に必要な機械は一式揃っており問題ありません。周辺作物への影響もなく、農地法 3 条による 50a 以上の作付けについても問題ないことから許可相当と判断しました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買金額は、10a 当たり〇〇円です。

議 長 説明がありました 3 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 4 項の説明をお願いします。

局 長 4 項について説明いたします。譲受人：福岡県中央区の〇〇、譲渡人：岩爪の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番 45 他 14 筆、登記・現況とも畑、面積 17,711 m<sup>2</sup>、権利の内容：解除条件付の賃貸借の設定です。

議 長 ここで地元委員、確認事項の説明をお願いします。

10 番 4 項について説明いたします。申請地は三財地区の〇〇集落から北に約 1km 進んだ  
〇〇集落内の農地です。申請の理由は、都於郡の〇〇に住んで通勤して管理が困難に  
なった〇〇さんから、譲受人で福岡市に本社がある一般農業法人〇〇さんへのキウイ  
フルーツ栽培を行い、規模拡大を図りたいという申請です。これまでも申請地の近く  
で、解除条件付によるキウイフルーツの栽培を行っており管理も問題ありません。ま  
もなく収穫、出荷もできるのではないかと思います。農機具につきまして揃っており  
問題ないと判断します。皆様のご審議をお願いいたします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議 長 説明がありました 4 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

2 番 契約期間を教えてください。

事務局 令和 1 年 12 月 1 日から令和 41 年 11 月 30 日までの 40 年です

6 番 賃借料をお伺いします。総額いくらになりますか。

事務局 賃借料は 1 年間 10a 当たり〇〇円で総額〇〇円です。

10 番 現状を報告します。業者によりますと貸借契約は最低 20 年必要とされています。

40 年はキウイの寿命だそうです。

議 長 他にありませんか。

(委員 なしの声あり)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 179 号空き家に附属した農地指定の承認について提案いたします。事務局の

説明を求めます。

局長 議案第 179 号空き家に附属した農地指定の承認について

1 項について説明いたします。申請者：平郡〇〇番地 1 の〇〇、申請地：大字平郡字  
〇〇番 4 他 1 筆、登記・田、現況・畑、面積 430 m<sup>2</sup>です。

議長 ここで担当委員の説明をお願いします。

6 番 1 項を報告します。申請地は三納地区の大字〇〇集落で県道札の元・佐土原線沿いの  
〇〇から東へ約 100m 進んだ集落内の空き家についた農地であります。今回の申請は、  
申請人の〇〇さんは、現在、三納の里に入所されていますが、相続人もいないことか  
ら、〇〇さんが任意後見人となり空き家として売りに出しましたが、農地が附属して  
いるため今回の申請に至ったということであります。申請の農地は、住居人が菜園等  
として耕作するしかない農地として問題ないと判断しました。皆様のご審議よろしく  
お願いします。

議長 事務局の補足説明をお願いします。

事務局 特にありません。

議長 説明がありました 1 項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定いたします。

議長 議案第 180 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(転  
用をともなう所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 180 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(転

用をとまなう所有権移転)、件数及び面積：畑 8,941 m<sup>2</sup>、合計 1 件、面積 8,941 m<sup>2</sup>です。

1 項 譲受人：鹿野田の〇〇、譲渡人：茶臼原の〇〇他 2 名、申請地：大字穂北字〇〇番他 3 筆、登記・現況とも畑、面積 8,941 m<sup>2</sup>、申請内容：目的は農業用施設用地、面積は 8,941 m<sup>2</sup>、権利の内容は所有権移転、施設の内容：牛舎 432 m<sup>2</sup> 1 棟、400 m<sup>2</sup> 1 棟、堆肥舎飼料庫 270 m<sup>2</sup>ほか駐車場、飼料、資材置場用地です。

議 長 特別調査員が調査をしていただいていますので報告をお願いします。

12 番 1 項を説明します。申請地は穂北地区〇〇集落で県道高鍋・杉安線の〇〇の坂を上りきり、〇〇方面へ 600m 進んだ農地です。転用の理由であります、譲受人の〇〇さんが譲渡人の〇〇さん他 2 名からあっせん売買により所有権の移転を受けて牛舎 2 棟、堆肥舎、飼料倉庫を建設し、資材置場として利用するために申請されたものです。現地の状況は、東側は農地、西側は山林、南側は農地、北側は山林です。雨水対策としては、基本的には自然浸透処理ですが、東側の既存の側溝を浚渫し南側に集水柵を設置し西側の側溝から西側の山林に放流するという事です。転用に伴う周辺への土砂流出等については、特に懸念するところは見受けられません。転用する土地の関係者等にも同意は得られております。なお本申請地は、「農地のつながりが 10ha 以上の第 1 種農地」となりますが、農業用施設用地で牛舎建設であることから許可可能な案件となります。調査員一同許可相当と判断しました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 議案第 181 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(所有権移転)で審議していただくところではありますが、牛舎等建設で転用も伴うことから転用相当の書類を提出していただき、調査をして別に審議していただくものであります。あっせん転用を同時に行うもので 10 月上旬にあっせんを行い、11 月 5 日に公告、許可するものです。10 年に 1 回あるかないかの案件です。

議長 説明がありました1項について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

10番 約1ha程の雨水の排出ですが、最後は西側の山林に放出と説明されましたが、もう少し詳細な説明をお願いします。

12番 今回の転用では牛舎の部分だけコンクリート設置で、その他は特に変更はありませんので基本自然浸透です。その後は集水桝で受けた後山林への放出となります。

10番 牛舎以外は変更しないようですが、タイヤショベル、トラック等で踏み固めればこれまでのような自然浸透と同じではありません。山林への放出ということですが、所有者のことも気になります。被害も心配されます。

事務局 補足いたします。牛糞については、堆肥舎において木屑と一緒にエアレーションにより完熟堆肥としますので汚水等の放出はいたしません。重機等で踏み固めれば転圧がかかりこれまでのような自然浸透のようにはいかないと思いますが雨水については、これまで充分機能していなかった側溝を浚渫して集水桝で受け改良区の既存の側溝利用するというところで改良区の同意も得られているところであります。

10番 山林所有者の同意は得られていますか。

12番 改良区の既存の施設も最後は山林への放出でありますので、同意は得られているものと思います。

20番 地図も付いてなく現状が把握できないのですが、なにか方法はありますか。

事務局 地図を準備していませんでした。申し訳ありませんが、黒板で説明いたします。

10番 山林所有者の同意のない状態で近年のような大雨で山林が崩壊し下流域にある農地に影響があると思われます。そのような心配をしているところです。

事務局 今回の施設建設を了解した上で、土地改良区の同意が得られていますので、新たな対策をとり、山林所有者の同意がなければ事業ができないとはいえませんと思います。

8番 私もブロイラーを経営していますので自然浸透についての現状を報告します。近年私の周囲では大規模な牛舎が建設されています。屋根は覆われ水は私の鶏舎の方に流

れてきます。周囲の畑ではマルチが張られると雨水は吸収できなくなりオーバーフロ状態になります。今や自然浸透は通用しません。最近の関東地方でのような大雨が降れば、今回の案件の西側の山林が崩壊し、下流域にある住居に影響があると思われま  
す。私は30年前鶏舎建設の際に沈殿柵の設置を要求されました。そのような検討も必要ではないでしょうか。

28 番 山林所有者の同意が必要という判断をするのであれば、所有者の了解を得るようにすればよいのでないですか。

議 長 一旦保留にして、〇〇と譲受人の確認をいたさせます。

事務局 〇〇と譲受人に確認します。

議 長 事務局で確認いたしますので、最後に再度審議いたします。

議 長 議案第181号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第181号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による承認について(所有権移転)、件数及び面積：田23,692㎡、畑15,553㎡、合計10件、面積39,245㎡です。

項目毎に説明します。

1 項 譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番2、登記・現況とも田、面積290㎡です。

2 項 譲受人：岡富の〇〇、譲渡人：岡富の〇〇、申請地：大字岡富字〇〇番1他1筆、登記・現況とも田、面積1,617㎡です。

3 項 譲受人：下三財の〇〇、譲渡人：三宅の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番1他1筆、登記・現況とも畑、面積7,866㎡です。

4 項 譲受人：茶臼原の〇〇、譲渡人：児湯郡新富町の〇〇、申請地：大字茶臼原字〇〇番1他2筆、登記・現況とも畑、面積7,687㎡です。

5 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番  
3、登記・現況とも田、面積 200 m<sup>2</sup>です。

6 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番  
他 1 筆、登記・現況とも田、面積 6,148 m<sup>2</sup>です。

7 項 譲受人：上三財の〇〇、譲渡人：上三財の〇〇、申請地：大字上三財字〇〇番、  
登記・現況とも田、面積 1,921 m<sup>2</sup>です。

8 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 1 筆、  
登記・現況とも田、面積 5,069 m<sup>2</sup>です。

9 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：三納の〇〇、申請地：大字三納字〇〇番他 1 筆、  
登記・現況とも田、面積 5,676 m<sup>2</sup>です。

10 項 譲受人：三納の〇〇、譲渡人：宮崎市の〇〇、申請地：大字平郡字〇〇番他 1  
筆、登記・現況とも田、面積 2,771 m<sup>2</sup>です。

尚、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。所有権の移  
転を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、  
農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対  
象農地は関係権利者の同意が得られております。法定公告については 11 月を予定  
しております。

議 長 説明がありました 1 項から 10 項について審議をお願いします。発言のある方は挙  
手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)



議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第 182 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)を提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第 182 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について(利用権設定)、件数及び面積：田 80,517 m<sup>2</sup>、畑 35,904 m<sup>2</sup>、合計 29 件、面積 116,421 m<sup>2</sup>、契約期間別内訳：3 年未満、件数 3 件、田 7,657 m<sup>2</sup>、3 年～6 年未満、件数 2 件、田 2,567 m<sup>2</sup>、6 年～10 年未満、件数 1 件、畑 1,377 m<sup>2</sup>、10 年以上、件数 23 件、田 70,293 m<sup>2</sup>、畑 34,527 m<sup>2</sup>となります。

項目毎に説明します。

- 1 項 譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：荒武の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番 1 他 1 筆、登記・現況とも畑、面積 7,702 m<sup>2</sup>、11 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 2 項 譲受人：荒武の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字荒武字〇〇番他 12 筆、登記・田、畑、現況・田、畑、樹園地、面積 19,737 m<sup>2</sup>、11 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 3 項 譲受人：南方の〇〇、譲渡人：南方の〇〇、申請地：大字南方字〇〇番他 3 筆、登記・現況とも田、面積 4,085 m<sup>2</sup>、11 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 4 項 譲受人：岩爪の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字岩爪字〇〇番他 6 筆、登記・現況とも畑、田、面積 6,738 m<sup>2</sup>、11 月から 10 年の年金による使用貸借権の再設定です。
- 5 項、譲受人：調殿の〇〇、譲渡人：同一世帯の〇〇、申請地：大字調殿字〇〇番、登記・現況とも田、面積 1,026 m<sup>2</sup>、11 月から 5 年の使用貸借権の新規設定です。
- 6 項 譲受人：宮崎市の〇〇、譲渡人：新富町三納代の〇〇、申請地：大字童子丸字〇

○番他 2 筆、登記・現況とも田、面積 2,109 m<sup>2</sup>、11 月から 1 年の賃貸借の再設定です。

7 項 譲受人：宮崎市の○○、譲渡人：木城町椎木の○○、申請地：大字童子丸字○○番他 1 筆、登記・現況とも田、面積 4,347 m<sup>2</sup>、11 月から 1 年の賃貸借の再設定です。

8 項 譲受人：宮崎市の○○、譲渡人：三宅の○○、申請地：大字童子丸○○番、登記・現況とも田、面積 1,201 m<sup>2</sup>、11 月から 1 年の賃貸借の再設定です。

9 項 譲受人：藤田の○○、譲渡人：下三財の○○、申請地：大字下三財字○○番、登記・現況とも田、面積 1,970 m<sup>2</sup>、11 月から 10 年の賃貸借の再設定です。

10 項 譲受人：南方の○○、譲渡人：宮崎市大塚町の○○、申請地：大字南方字○○1 番、登記・現況とも田、面積 1,541 m<sup>2</sup>、12 月から 3 年の賃貸借の再設定です。

11 項から 29 項までは事前に通知しておりますが、農地中間管理事業であり類似しておりますので、代表 11 項を読み上げ後は省略します。

11 項 譲受人：宮崎市の○○、譲渡人：穂北の○○、申請地：大字穂北字○○番 1 他 2 筆、登記・現況とも田、面積 3,034 m<sup>2</sup>、12 月から 10 年の農地中間管理事業による賃貸借の新規設定です。

尚、全ての案件において、農用地利用集積計画の内容は、基本構想に適合しております。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしております。対象農地は関係権利者の全ての同意が得られております。法定公告については、11 月を予定しております。

議長 説明がありました 1 項から 29 項まで一括して審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 ただ今から協議会とします。

議 長 暫時休憩

---

協 議 会

---

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 長 先ほどの議案第 180 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による承認について（転用をともなう所有権移転）事務局の説明を求めます。

事務局 ○○には、南側の山林に通ずる側溝は既設の改良区の側溝であることを確認しました。雨水については西側の山林には極力排出しないように現場施工の段階で敷地内に浸透枿を設置する等の対応を図ることを譲受人に確認いたしました。

議 長 説明がありましたので審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後 5 時 10 分終了

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、ここに署名する。

会 長 \_\_\_\_\_

5 番 \_\_\_\_\_

19 番 \_\_\_\_\_